

第 6 次出入国管理政策懇談会（第 11 回）

4. 外国人労働者の受入れについて（4）等に対する意見

浜松市長 鈴木康友

1. 外国人集住都市会議の経験から

- 1980 年代後半の労働力不足を背景に、1990 年に改正入管法が施行され、日系人 2 世 3 世及びその家族が「定住者」の在留資格により日本での自由就労が可能となり、浜松市など輸送用機器をはじめとする製造業が盛んな地域に南米日系人が急増した。
- 当初、一時的と想定されていた外国人住民の滞在は長期化することとなり、受入れ側の自治体では、言葉や生活習慣・社会制度の違いなど、外国人住民が地域社会のなかで生活することにより生じるさまざまな課題への対応に迫られた。
- このような外国人住民が集住する都市が連携し、2001 年に外国人集住都市会議を設立し、課題の解決を図るとともに国等への政策提言を行ってきた。
- そもそも 基礎自治体は、外国人であるか否かを問わず、転入する住民を受入れ、納税等の義務を果たし社会生活のルールを守っていただくとともに、必要な行政サービスを提供していかなくてはならない。
- 外国人の受入れが出入国管理政策により定められ、生活の場となる自治体において、情報提供、生活相談、日本語教育、子どもの教育、社会保障など共生のための取組みが求められるという構図は変わっていない。
- 外国人集住都市会議の経験から申し上げたいのは、これまでの受入れの議論の中で、外国人を受入れた後の社会的統合の考え方が不足している ということである。それは、受入れの方針がはっきりと示されていないことによるものと考えている。

2. 現在進められている受け入れの議論について

- 本年 1 月の産業競争力会議をはじめとして、外国人労働者の受入れに関する議論が俄かに加速している。
- これを受けて、外国人集住都市会議として意見書をまとめ、法務副大臣並びに自由民主党政調会長に提出した。（第 8 回懇談会において資料提出）
- 今回の受入れの議論は、現行の技能実習制度における期間延長や対象職種の追加など、当面の労働力不足への対応が中心となっている。
- 技能実習制度については、途上国への技術移転という趣旨と労働力確保という実態の乖離が指摘されているところであり、その制度をさらに拡充するのであれば、これまで以上の制度管理体制や、それにかかる経費も求められる。
- さらに、受入れる労働者が地域社会を構成する生活者となることも改めて認識することが必要である。

3. 今後に向けた議論

- 外国人集住都市会議では、これまでの提言や課題を総括する外国人庁の設置を提言してきた。これは、外国人の受入れにあたり、省庁間の政策を総合的に調整し、社会統合政策を検討・推進する組織の必要性を訴えるものである。
- 労働力という観点のほか、外国人の受入れはマイナス面ばかりではない。外国人住民の持つ多様性を地域社会の活力とするための取組みが求められているものと考えている。
- 先ずは、国の方針を明確に示すことが重要であり、そのためには、社会環境の変化を見据え、中長期的な視点から国民的な議論をしっかりと提供したい。その上で、出入国管理と社会的統合の、バランスのとれた施策展開を図ることが肝要と考えている。